

利府町ゼロカーボン推進事業費補助金 & 省エネ家電製品買換促進補助金

家庭における二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を削減するため、太陽光発電システムや蓄電池、電動式生ごみ処理機を新たに導入する方、省エネルギー性能の高いエアコン及び冷蔵庫に買換えをする方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

【ゼロカーボン推進事業費補助金】

*補助対象機器

- ・太陽光発電システム（住宅設置型）
- ・蓄電池（住宅設置型）
- ・電動式生ごみ処理機（購入金額の2分の1）

対象機器	補助額(上限額)
太陽光発電システム	4万円
蓄電池	6万円
電動式生ごみ処理機	2万5千円

【省エネ家電製品買換促進補助金】

*補助対象機器

- ・家庭用エアコン
目標年度 2027年度 省エネ基準達成率100%以上 又は
目標年度 2010年度 省エネ基準達成率114%以上
- ・電気冷蔵庫
目標年度：2021年度 省エネ基準達成率105%

対象機器	機器本体価格(税込)	補助額
家庭用 エアコン	20万円以上	5万円
	20万円未満	4万円
電気冷蔵庫	10万円未満	2万円

【申請受付】令和6年7月8日（月）～8月9日（金）

※申請書の提出方法等については裏面をご確認ください。

【実績報告提出】令和7年1月31日（金）

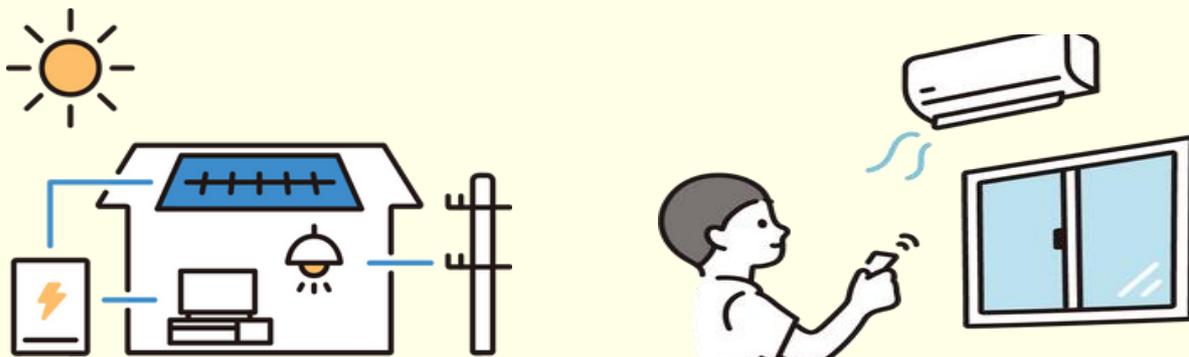
※太陽光発電システムについては、令和7年3月21日（金）

*次のすべてに該当する方が補助対象者となります。

- (1) 補助金の申請日において、利府町に住民登録がある方
- (2) 令和7年1月31日（金）まで（太陽光発電システムについては、令和7年3月21日（金））の間に補助対象機器を購入し、自らが居住する住宅に設置（工事）を完了し、実績報告書を提出する方

※交付決定前に購入・工事した場合は対象外（裏面の「交付申請の流れ」を参照）

- (3) 個人が居住する住宅が対象となり、1世帯につき「ゼロカーボン推進事業」・「省エネ家電製品」のどちらも1台ずつ申請可能
- (4) 省エネ家電製品については、令和4年度及び令和5年度の当該補助金を受けていない世帯の方で、既に設置している機器を廃棄し、買換える場合のみ対象



【問い合わせ先】

利府町町民生活部 生活環境課 環境衛生係 TEL:022-767-2119 E-mail: kankyou@rifu-cho.com

交付申請の流れ

申請者

利府町

申請書

報告書

- ① 提出（生活環境課へ）
- ② 受付・審査
- ③ 交付決定通知書
- ④ 通知書受領
- ⑤ 購入（工事）設置
- ⑥ 提出（生活環境課へ）
- ⑦ 受付・審査
- ⑧ 交付額決定通知書
- ⑨ 通知書受領
- ⑩ 指定口座振込

受付期間終了後
8月19日（月）前後

1か月程度

申請受付期間

7月8日（月）から 8月9日（金）まで

実績報告書 提出期限

設置完了から30日以内 または令和7年1月31日（金）のいずれか早い期日

交付申請書

※交付申請様式については町のホームページからダウンロードするか、生活環境課窓口でお受け取りください。

【提出書類】

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 設置（購入）する製品のメーカー名、機種名、機種型番、補助対象となる製品費用等の各金額が分かる書類の写し（見積書等）
- (3) 住所確認ができるもの（免許証等）
- (4) 申請書チェックリスト

【申請について】

- (1) 提出期間外に提出された申請書類は受付することはできません。
- (2) 申請が予算上限に達した場合は、申請受付期間終了後、申請書類の審査を行い、抽選にて、補助金交付者を決定します。
- (3) 申請者は、交付決定を受けてから対象家電の購入及び設置工事等に着手してください。
※交付決定前に購入等した場合は、補助金の対象にはなりません。
- (4) 書類の不備や対象外家電製品の選択、予算の超過等の理由により交付することができない場合は、不交付決定の通知を送付します。

【申請書郵送先】

〒981-0112 利府町利府字新並松4番地
利府町生活環境課 省エネ担当 宛

【提出期間】

令和6年7月8日（月）から
令和6年8月9日（金）まで（当日消印有効）

【提出方法】

- (1) 原則、受取が確認できる郵送でのみ受付します。
- (2) 省エネ家電製品買換促進補助金は、インターネットからの申請が可能です。オンライン申請する場合は、右のQRコードからアクセスしてください。
- (3) 窓口に直接持参された場合でも、その場で確認、審査は行いません。



【省エネ家電申請】



実績報告書

実績報告書は、全ての必要書類とともに、記載内容に誤りがないことを確認してから提出してください。提出期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなりますので、ご注意ください。

【提出期限】

設置完了後30日以内または令和7年1月31日（金）のいずれか早い期日
ただし、太陽光発電システムについては、令和7年3月21日（金）

【提出方法】

・原則、受取が確認できる郵送でのみ受付します。

【提出書類】

・実績報告書（様式第4号）など。

【問い合わせ先】

利府町町民生活部 生活環境課 環境衛生係 TEL:022-767-2119 E-mail: kankyou@rifu-cho.com